

◆ お知らせ ◆

閉館日の延長と閉館後の代替施設について

【閉館日について】

健康センター改修工事の進ちょく等を踏まえ総合的に再調整した結果、福祉センターの閉館日を延長することになりました。使用申請については、使用日の4か月前からの受付となります。

福祉センター閉館日

令和8年7月31日(金)

【閉館後の代替施設について】

閉館後の代替施設については、次の取り扱いとなります。

福祉センターを利用されている皆様にはご不便をお掛けしますが、令和8年8月以降は各代替施設をご利用いただきますようお願いいたします。

①ボランティア・市民活動センター登録団体

地域支援センター(青梅市社会福祉協議会の移転先)

※開館は令和8年6月以降を予定(所在地:東青梅5-22-2)。

※市民センター等の既存の施設も、従前どおりご利用いただけます。

②社会福祉団体等、福祉センターの使用料が免除されている団体

健康センター

※改修工事完了後からの貸出となります(令和8年8月以降)。

※夜間および土日祝日等はご利用いただけません。

※市民センター等の既存の施設も、従前どおりご利用いただけます。

③ ①②以外の団体
(福祉センターを有料でご利用の団体)

市民センター等の既存の施設

なお、令和8年2月以降、福祉センターの利用団体向けに、予約方法や受付開始時期等についての説明会を予定しております。

説明会については、準備が整い次第、別途お知らせいたします。